参考資料１０

千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園強度行動障害支援事業について

１．概要

強度行動障害（※）のある障害者に対して，袖ヶ浦福祉センター更生園の強度行動障害支援棟において，心理の専門家によるスーパーバイズ等を受けた支援スキルの高い支援員による手厚い配置での専門的手法による支援を実施する。

事業利用期間は原則３年間で，その間に行動を改善し，民間施設への復帰・地域移行を目指す。

※自傷や他傷，激しいこだわりや器物破損，睡眠の大きな乱れ，拒食，異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し，生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指す。

２．入所までの流れ

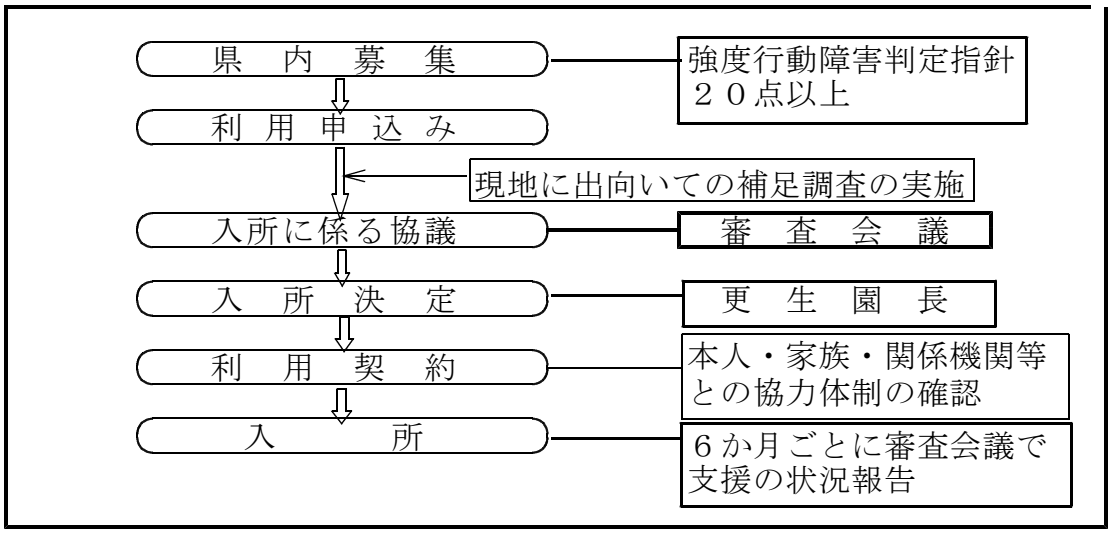

※現在、平成２６年１月２４日の勧告により受入れは県との個別協議になっており，１月２４日以降受入れは行っていない。

３．事業の経緯

○平成１６年７月１日　強度行動障害支援事業開始
　　そよかぜ荘開設（順次　男性４名支援開始）
　　１２月　さつき寮開設（順次　男性８名支援開始）
　　＊既存の建物を改修して受入れ
○平成１７年３月　ひまわり荘開設（順次　女性３名支援開始）
○平成１８年６月　ひまわり荘に，さらに女性１名支援開始
　　＊新たなユニットを改修して，ひまわり荘を２ユニットとする
○平成２０年２月　さつき寮対象者１名（男性）病死
　　６月　さつき寮に欠員分の１名支援開始
○平成２３年１月　さつき寮対象者１名（男性）退所。在宅へ
　　１１月　さつき寮に欠員分の１名支援開始
○平成２５年６月　ひまわり荘対象者１名（女性）病死
　　８月　そよかぜ荘対象者１名（男性）更生園第１支援グループへ移寮

平成２６年７月１日現在の対象者数

	対　象　者　数		計
	男　性	女　性	
そ　よ　か　ぜ　荘	3		3
さ　つ　き　寮	8		8
ひまわり荘　Ａ棟		1	3
ひまわり荘　Ｂ棟		2	
計	１１	3	１４

＊支援期間３年を限度とするが，１４名中１３名が利用開始から３年以上経過している。

４．対象者の状況（平成２５年８月の審査会議での判定時点）

○Ａ区分　２名　改善が難しく，更生園での継続支援が必要な方

○Ｂ区分　８名　改善は認められるが，他の民間施設では受け入れが困難と思われる方

○Ｃ区分　４名　改善が認められ，一定の環境と支援体制（※）が整備されれば他の民間施設での受け入れが可能と思われる方

※一定の環境と支援体制

審査会議（事業団）で提言する環境整備

○人員配置

・利用者の行動特性や行動特徴等による配置職員数の確保

○建物設備

・安全に配慮した建物設備（強化ガラスやアクリルガラス，保護材，施錠等）

・小集団の居住環境

・個室の提供

○支援内容

・利用者の特性を基にした専門的な支援

・日中活動や余暇活動の設定

＊対象者一人ひとりの障害特性や行動特徴が異なるため，それぞれの項目の配慮の度合いは異なる。

５．平成２０年度までに事業団が行った移行に向けた取組み

○平成１９年度

・県内入所更生施設５３か所あてに，受入れ検討を依頼する文書を送付。

・事業対象者のセンター入所前の民間施設（２か所）を訪問，受入れ検討を依頼し、支援の状況説明を実施。

○平成２０年度

・移行が可能と思われる者について，入所更生施設を訪問，受入れ検討を依頼し、支援の状況説明を実施。

・視覚障害のある対象者について，療護施設を訪問，受入れ検討を依頼し、支援の状況説明を実施。

＊民間施設での状況説明に対して，いずれも，配置職員数の確保や生活環境整備の面で，民間施設からは受入れ困難との回答。

６．平成２１年度以降の移行に向けた取組み

平成２１年度からは，県，事業団，知的障害者福祉協会による強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において，移行について検討することとなった。

〇検討会の経過

平成２１年度から検討会を開催し，平成２２年度は強度行動障害に関する県内の実態調査を実施した。

更生園から民間・地域移行をただちに行うことが困難との議論となり，平成２３年度以降，当面は，民間も含めた千葉県全体における強度行動障害者の支援というテーマで検討し，その後に，更生園から民間への移行について検討することとした。

平成２４年度に県モデル事業として，強度行動障害のある方への支援体制構築事業（※１）を予算化し，平成２５年度にグループホームを整備の上，平成２６年度からグループホームへの入居を開始した。また，平成２５年度に県単事業として，強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業（※２）を予算化し，平成２６年度から開始した。

※１　強度行動障害のある方への支援体制構築事業

強度行動障害のある方が地域で生活できるように，障害特性に応じた，構造の工夫をしたケアホーム（現グループホーム）の整備費用とそのホームで生活する方を支援する生活支援員を配置するための費用を一体的に助成し，強度行動障害のある方への支援方法を検証する。

※２　強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業

強度行動障害のある方への支援を適切に行うために，県内全域に強度行動障害に対する専門的知識・ノウハウを有する人材を確保することとし，強度行動障害のある方の受入先の整備・地域移行の推進を図るためにも，民間入所施設の支援員を対象とした体系的・専門的な研修事業。

障害保健福祉圏域別強度行動障害者数
（平成 22 年度強度行動障害実態調査による）

平成 22 年 4 月 1 日時点

	圏域名	施設数	入所者数	構成市町村
1	千葉圏域	0	0	千葉市
2	船橋圏域	2	20	船橋市
3	柏圏域	1	6	柏市
4	習志野圏域	1	8	習志野市・鎌ケ谷市・八千代市
5	市川圏域	0	0	市川市・浦安市
6	松戸圏域	0	0	松戸市・流山市・我孫子市
7	野田圏域	1	3	野田市
8	印旛圏域	4	28	白井市・印西市・成田市・富里市・八街市・佐倉市・四街道市・酒々井町・栄町
9	香取圏域	4	15	香取市・東庄町・神崎町・多古町
10	海匝圏域	3	23	匝瑳市・旭市・銚子市
11	山武圏域	0	0	山武市・東金市・大網白里市・芝山町・横芝光町・九十九里町
12	長生圏域	1	10	茂原市・長柄町・長南町・睦沢町・白子町・一宮町・長生村
13	夷隅圏域	2	4	勝浦市・いすみ市・大多喜町・御宿町
14	安房圏域	0	0	鴨川市・館山市・南房総市・鋸南町
15	君津圏域	5	43	袖ケ浦市・木更津市・君津市・富津市
16	市原圏域	3	10	市原市
	合　計	27	170	

※　通所・短期入所等を含めると、強度行動障害者入所施設等全体で34施設、利用者は191人。

調査対象

調査は平成22年4月1日現在において、各施設において入所（短期入所を含む）または通所している「障害のある方（児童を含む（以下同じ））」のうち行動障害の顕著な方（「強度行動障害判定基準」（平成16年2月6日障発0206003号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）で13点以上19点以下かつ行動障害の内容の区分のうち5点と思われる項目が2つ以上と思われる方及び20点以上と思われる方）について行った。

強度行動障害のある方への支援体制構築事業

１　事業の目的・概要

強度行動障害（注 1）のある方が地域で生活できるように、障害特性に応じた、構造の工夫をしたケアホーム（現グループホーム）の整備費用とそのホームで生活する方を支援する生活支援員を配置するための費用を一体的に助成し、強度行動障害のある方への支援方法を検証することとし、平成２４年度予算で事業化。

（注１）　自傷や他傷、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指します。

２　事業内容

［事業期間］　平成２５年度から２７年度まで（２６年４月１日開所※）

［事業実施法人］　（福）菜の花会（２４年度に公募により選定）

※利用者（定員）４人のグループホーム。４人は同法人内の入所施設から転居。

（１）ケアホーム整備補助

［補助対象経費］強度行動障害のある方が居住するケアホームを創設するための経費

［補助対象者］　強度行動障害者を受け入れている施設を既に運営している社会福祉法人

［負担割合］　　国 1/2、県 1/4、設置者 1/4

（２）生活支援員配置補助

［補助対象経費］強度行動障害のある方が居住するケアホームの運営に係る加算措置として、生活支援員を配置するための経費

［補助対象］　　市町村

［負担割合］　　県 1/2、市町村 1/2

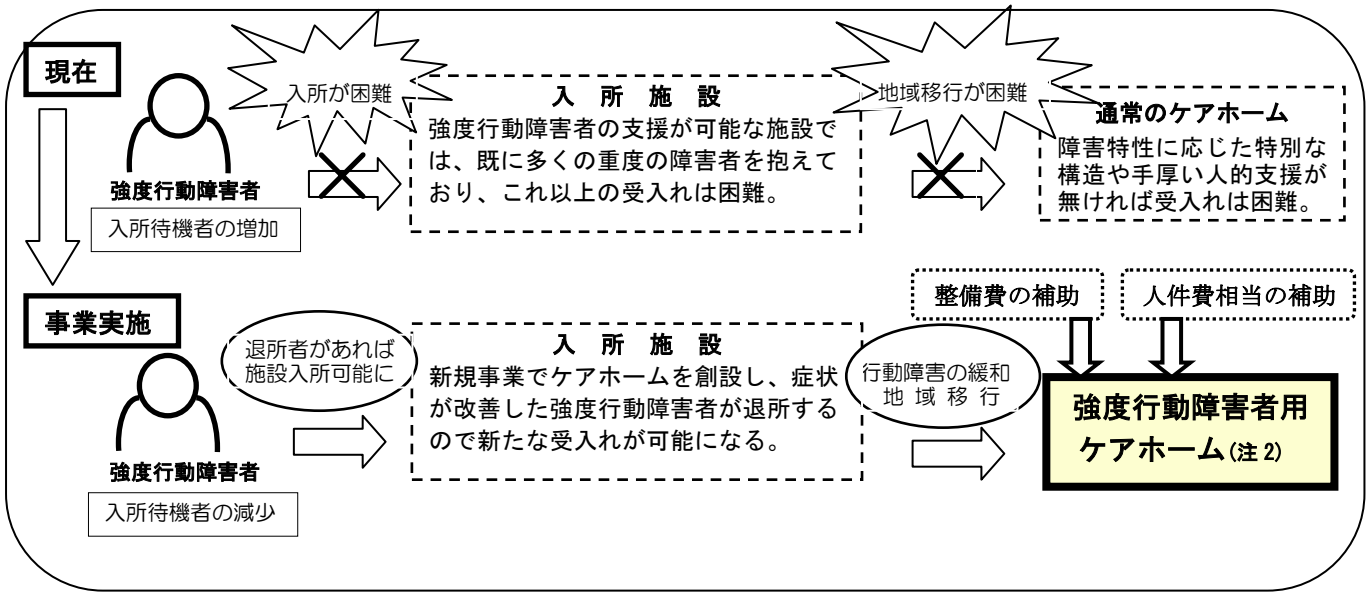

(注 2)強度行動障害者の特性に適した構造の工夫（壁や窓等の材質、トイレ、風呂等の複数配置等）や、熟練した支援員によるケア機能を有するケアホーム。

強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業

１　事業の目的・概要

強度行動障害※のある方への支援を適切に行うために、強度行動障害に関する専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員に対して、強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高めるための研修等を実施することが必要。

このため、強度行動障害のある方の地域移行の推進・受入先の整備を図るためにも、民間施設で支援に携わる職員を対象とした体系的な研修を実施。

※強度行動障害
自傷や他傷、激しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れ、拒食、異食等の食事問題や排泄面の問題等極めて特異な行動を頻繁に示し、生命維持にも危険を及ぼすような行動上の問題を指します。

２　事業内容

（１）受講者

県内の民間障害者支援施設（入所施設）の支援員１６名（うち養育園から１名、更生園から１名）

（１６箇所の障害保健福祉圏域ごとに１名を想定。⇒各圏域における中核的な人材の養成を目指す。）

（２）研修内容等

養育園から開始
（受講者以外の職員も参加）

受講者は、座学を年間１３日間受講し、別途、勤務先施設において専門性の高い講師による実地指導を年間８日間受講。

≪研修の主な内容（予定）≫

① 基礎研修（行動障害に関する基本的な知識の講義）
② 臨床実習（支援現場での巡回指導、ミーティング）
③ 事例検討
・事例検討による特性の理解
・仮説と支援立案のトレーニング
・データミーティング、レポートの作成
④ 他県の先行事例についての講習
⑤ 公開発表会（研修を終えた受講者の意見交換会）

≪研修修了者の役割≫

研修修了者は、習得した知識や支援のノウハウを、勤務先施設や各圏域に周知する。

≪期待される効果　≫

県内の入所施設における強度行動障害のある方への支援のレベルが向上するとともに、支援のすそ野が広がる。

３　実施方法

強度行動障害のある方への支援のノウハウや実績を有する団体（（福）菜の花会）に委託して実施。